

## 第22回甲府地方裁判所委員会議事概要

1 日時 平成25年11月18日(月)午後2時45分から午後4時45分まで

2 場所 甲府地方裁判所大会議室

### 3 出席者

(地裁委員・五十音順)

上原委員, 植村委員, 葛西委員, 気賀沢委員, 寺田委員, 早川委員, 菱田委員,  
平田委員, 深澤委員, 細谷委員, 前川委員, 向山委員

(甲府地方裁判所)

民事首席書記官, 刑事首席書記官, 事務局長, 事務局次長, 総務課長,  
総務課課長補佐(書記)

### 4 議事等

新任委員の紹介

委員長の選出

須藤前委員長(前甲府地方裁判所長)の退任に伴い, 後任の委員長を植村委員(甲府地方裁判所長)とすることに出席者全員一致で決定した。

議事進行等・・・別紙「議事概要」のとおり

### 5 次回委員会の期日

事務局から, 各委員に書面により照会し, 平成26年5月下旬以降に開催できるように調整する。

(別紙)

## 議 事 概 要

(発言者 ■：委員長，○：委員，□：説明者)

### 1 裁判員裁判の実施状況について

□ 菱田委員から、制度開始から平成24年度末までの全国及び甲府地裁における裁判員裁判の実施状況について説明

○ 経験者に対して行った「審理内容の理解のしやすさの推移」以下のアンケート結果について、裁判員が「普通」という選択肢を選んだ趣旨をどのように考えればよいのか。裁判員裁判に関する報道などがこれまでメディア等でなされて来て、そのことによって理解が進んできた結果としての理解度が「普通」ということなのか、乱暴な言い方をすれば、選択としてはどうでもよいという趣旨での「普通」ということなのか、複雑な事案が増えていることと関係があるのか、公判前整理手続においてまとめて整理したあと、公判において分かりやすい主張はされていたが判断をする上で難しく、よって「普通」ということなのか、そもそも公判において当事者の説明が難しく、又はプレゼンテーションとしてはあまりよくなかったことで、結果分かりづらいということでの「普通」なのか、何をもって「普通」と選択されているのかが分からない。アンケートの自由欄や、裁判員と直接話をされた様子から、どのような意識がこのアンケートに反映されていると考えるおられるのか。

■ (検証報告書の図表37，38，39参照)

このアンケート調査は、最高裁において、「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」の意見を伺いながら作成したものである。判決宣告後、基本的にはチェック方式で、短時間でお答えいただいている。「普通」とお答えになった方々について、その真意をお尋ねしているわけではなく、お話のような分析は難しいと考えている。このデータの使い方としては、「理解しやすかった」「分かりや

すかった」という印象をお持ちになった方と、「理解しにくかった」「分かりにくかった」という印象をお持ちの方の占める割合について、大きな動向を見ることに意味があると考えている。そういう見方からすると、①予想されたこととはいえ、自白事件よりも否認事件の方が、「理解しにくかった」「分かりにくかった」という印象をお持ちになった方の割合が多いこと、②年々、「理解しやすかった」「分かりやすかった」という印象をお持ちになった方の割合が減少していること、③検察官と弁護人を比べると、検察官の説明の方が「分かりやすかった」とされた方が多いことが注目される。証拠に基づいて先に主張する検察官に比べ、弁護人の主張は、被告人の言い分に沿いながら反論せざるを得ないという事情が関係しているものと思われる。裁判所としては、②の点を重視しており、後に説明するような運用改善に取り組んでいるところである。

□ アンケートでは、言い分そのものの「分かりやすさ」だけでなく、その言い分に共感できるか否かを回答に反映させる方もいると思われる。自白事件の場合でも、刑が決まる大もとは行為や結果が中心となり、これを検察官が強調すると裁判員はすっと納得される。逆に、弁護人が行為や結果以外の部分を強調しすぎても共感を得られず、分かりにくかったとされることもある。また、否認事件の場合は、有罪率の高さに比例して検察官の主張が受け入れられたことになるが、弁護人については、被告人の言っていること、主張そのものが分かりにくい場合に加え、言っていることそのものは理解できるが、結論として共感できない場合も分かりにくいとされ、二重のリスクを負っていると思われる。

○ 検察官は、組織の力で相当の時間を使い訓練していると思われる。被告人の言い分が無理な主張の場合もあり、弁護人の言っていることが分かりにくいと感じられることも多いと思われる。

## 2 裁判員裁判の課題と運用改善の取組み

### テーマⅠ：公判中心の審理について

- 菱田委員から、公判中心の審理の実現、人証化への取り組みについて説明

### テーマⅡ：公判前整理手続の短縮化

- 菱田委員から、裁判員裁判における審理期間と公判手続について説明

- (検証報告書の図表17参照)

裁判官による裁判の場合、事件が起訴されるとまず第1回公判期日を指定し、その後月1回等のペースで期日を指定し、それぞれの主張を受けて証拠調べを行っていた。裁判員裁判では、まず、公判前整理手続で主張・立証方法を決めることになる。平成21年は制度が開始した5月から12月までのデータであり、比較的単純な事件しか終了しなかったこともあり平均審理期間は4.8月に留まったが、翌年以降は7か月以上となった。うち公判前整理手続の期間は、2.8月が5か月に増加している。被告人が犯罪事実を認めているのに判決まで7か月もかかっていることにどのような印象をお持ちか。裁判員裁判では、自白事件で5.3月が7か月に、否認事件で8.3か月が10か月に、それぞれ裁判官裁判時代よりも平均審理期間そのものは長くなっている。

- 審理期間が自白事件で7か月、否認事件で10か月以上というのは相当長いとの印象は否めない。審理期間が判決の懲役期間を超えてしまったら問題だ。また、従前であれば、第1回公判から徐々に双方の主張が示され、全体として何が争点となるか理解できたが、公判前整理手続は地下に潜って何が行われているか分からないとの印象を受ける。

- 国民に参加していただく裁判員裁判では、かつての裁判官裁判時代のように1か月に1回とか、2か月に3回とかの飛び飛びの期日で公判を進めることはでき

ない。始まったら、連日的に期日を開いて比較的短い期間で終わる必要がある。そのような審理を可能にするために刑事訴訟法を改正して導入されたのが公判前整理手続であり、主張や証拠の整理を行う場であることから、被告人は希望すれば参加できるが、非公開の手続とされた。公判前整理手続は、裁判員裁判の場合には、必ず開くことになっている。

□ 保釈されていれば問題ないが、身柄が拘束されたまま審理が行われ、執行猶予が付いた場合には、審理期間をさらに短縮すべきだったと思われる事件もある。いずれにしても、社会から忘れ去られた頃に判決といった事態は避けたいと思っている。

○ 公判前整理手続が長くなっている原因はどの辺りにあるのか。

□ 当事者（検察官、弁護士）としては、他の事件も担当しつつ、膨大な証拠を整理して主張を組み立てることとなり、準備には十分な時間が必要との思いがあると思われる。開示請求がありそうな証拠はあらかじめ開示されるよう検察官に依頼したり、合理的な期間内で、できるだけ集中して準備を進め、期日間隔を短縮するなど働きかけをしている。

■ （検証報告書の図表 2 3 参照）

公判前整理手続の間隔については、両当事者それぞれ準備に時間を要している。ここを短縮しなければ審理期間の圧縮はできないと考えている。

○ 裁判所の都合で期日が入らないということはないのか。

□ 複数件の裁判員裁判が連続して実施されるなど期日が入りづらい場合もある

が、裁判所としてはできるだけ早い段階で期日を指定する姿勢で臨み、検察官、弁護人双方の日程の都合の付く範囲で調整できていると思われる。

- 甲府の平均審理期間について、年ごとのばらつきがあるのは事件が立て込んだからか。
- 特に平成23年から平成24年にかけて起訴が多かったことが影響していると思われる。
- 複数の事件を並行して進めることはできないのか。
- 公判前整理手続は、複数の事件を並行して進めることが可能だが、その件数が増えてくると調整は厳しくなる。また、裁判員裁判の公判は並行して進めることができず、期日を調整したこともあったと思われる。
- 弁護士会としては、裁判官の数を増やしてほしいと主張している。
- 裁判官裁判の時代と比較して裁判員裁判の審理期間が延びているとすれば、例えば選任手続に時間を要するなど、判決そのものに要する時間とは別に時間を要していることとなり、改善の余地があるのではないか。
- 公判前整理が終了した段階で選任手続を含めた日程調整を行うと、裁判所や当事者の差支えのため期日が繰り延べされることも生じていたが、公判前整理手続の完了を見越して事前に日程調整を行うなどの工夫をしている。自白事件などは比較的予想が立てやすいが、公判前整理手続完了の見込みがずれると、2～3か月先でないと日程調整ができないなど、長期化することもある。

■ 裁判員裁判になってから、概ね2人の弁護人が付き、熱心に、丁寧に主張・立証されるようになったこともあり、準備に一定の時間を要することはやむを得ないことと感じている。ただし、期日間隔を圧縮することは可能ではないかと思われるがいかがか。

□ 裁判員裁判では、証拠開示の段階で公判に出てこない多くの証拠が弁護人に示されることから、弁護人が検討する証拠の絶対量は相当増えたと思われる。熱心で丁寧に対応され、複数の弁護人間での調整も必要になり、時間を要する一因だと思う。そのような中で、検察官、弁護人双方に対し、合理的期間で期日間隔を圧縮するようお願いをしている。

### テーマⅢ：裁判員の精神的負担に対する配慮の在り方

□ 菱田委員から、近時の取り組みを含め、裁判員の精神的負担に対する配慮について説明

■ （検証報告書の図表84参照）

郡山で女性の裁判員がPTSDを発症されたとの報道がなされた。裁判所としてもそれ以前から問題点を深刻に受け止めており、メンタルに影響がでる裁判員がおられることを想定して裁判員メンタルヘルスサポート窓口を作り、選任されて以降、裁判員としての任務が終わって戻られてからも随時電話で相談していただき、深刻な方については医療機関を紹介するなどさらに丁寧な対応をするようになっている。

○ 裁判員メンタルヘルスサポート窓口利用件数の資料を見ると思ったよりは少ないというのが実感だが、守秘義務の負担は緩和してはどうか。

- 法改正に絡む問題であることから、後に「その他」の部分でさらに説明させていただきます。

#### テーマⅣ：判決書の在り方

- 菱田委員から、裁判員裁判における判決書の分かり易さの工夫などについて説明

- 裁判員裁判の判決書では、何を短くしたのか。

- 短くするというよりは、評議の結果を端的に反映させることを重視した。評議は、審理を受けて評議するので、争点が絞られており、その争点について端的に審理をすれば、評議はそれに応じたものとなり、判決もそれに応じたものになればよいと考えている。裁判官だけで判決した場合、すべてに触れなければならない紋切型となってしまいう部分がある。量刑にほとんど影響を与えないものであっても、判決に触れていると当事者はその部分についても主張・立証しなければならなくなるといった関係にある。裁判員裁判では、本当に必要な証拠に絞り、コンパクトに審理・評議して結論を出せばよいのではないかと考える。その結果として、当事者は結論に影響を与える事柄に集中することになると思われる。

- 裁判員が法廷で理解して心証を形成するのに取り扱うことのできる証拠等の分量には限度があり、それはなるべく少ないほうがよいという要請がある。そのため検察官には証拠を厳選して分かりやすいものにしていただいている。逆に、それだけの主張立証でよいのか、適正な量刑をするのに困らないのかという点もあるが、この点については制度が導入されることとなってから模擬裁判を繰り返し、現時点で十分に足りていると考えている。なるべく情報量を少なくして量刑に直

結するポイントを主張してもらうのが望ましい裁判員裁判の在り方だとの考えは、裁判所、検察官、弁護士共通の認識だと思われる。

- 裁判官裁判が公判において、裁判員裁判が公判前整理手続において、手続の違いこそあれそれぞれ重要だと思われる証拠が採用されると理解している。裁判官による判決の場合、裁判官だけで作成されることから、対外的な説明責任を意識する必要があり、採用した証拠についてはどう評価したかが記載されるのはむしろ普通のことと思われる。これが裁判員裁判となった場合、評議は非公開とされ守秘義務があるとしても、少なくともあの事件で、あの証拠を採用したのに、どう評価されたか分からない、また、最後の右か左かの判断に何が影響したか分からないというのではよろしくない。

- 裁判官裁判でも、裁判員裁判でも、裁判所は、判決書の中で、採用した個々の証拠すべてについての判断を示すわけではない。有罪か無罪かが争われた事件では、必要な範囲で、どの証拠に基づいてどのような事実を認定した結果、そのような判断に至ったのかを記載することになる。また、有罪の場合の量刑判断においても、過不足なく記載することになる。裁判官裁判に比べると、当事者の主張・立証が争点に即したコンパクトなものになった結果、判決書もポイント中心のものとなり、全体の分量はコンパクトなものになっていると思う。

### 3 その他

- 菱田委員から、本年6月、法務省から公表された「『裁判員制度に関する検討会』取りまとめ報告書」のうち、守秘義務についての改正はその必要性なしとされたことなど、裁判員法の改正の要否に関する部分について説明

以 上